

公益社団法人米子広域シルバー人材センター
令和7年度第4回理事会議事録

- 1 招集日時 令和8年3月23日(月)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(12名)及び監事(2名)
理 事 長(代表理事) 亀岡 吉郎
副理事長(代表理事) 伊藤 正之
専務理事 先灘 匡
理 事 岩川信一郎 神庭 智恵子 河上 丈二 近藤 均
崎谷 誠二 塚田 容子 増田 廣利 松岡 勉
本池 実
監 事 有馬 康恵 吉津 秀樹
- 4 欠席した理事(1名)
理 事 矢野 孝志
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事
専務理事 先灘 匡
- 6 出席した事務局職員
事務局次長 潮 道明
- 7 議事録署名人
理事長(代表理事) 亀岡 吉郎
副理事長(代表理事) 伊藤 正之
監 事 有馬 康恵 吉津 秀樹
- 8 開会 午後1時33分
- 9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和7年10月9日以降)

○亀岡議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、本年10月9日以降の理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。

まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会に関する職務執行状況です。

次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等を行っています。

次に、月ごとの職務執行状況を説明いたします。

まず、11月は、18日及び25日に米子市及び日吉津村に対し「シルバー人材センター事業」に対する支援について要請しました。

次に、12月は、2日に県内4市シルバー人材センター事務局長会議が開催され先灘が出席しました。次に、5日に職能班長会議を開催し、新契約方式や配分金等見積基準単価の改定などについて説明しました。

次に、1月は、19日に鳥取労働局の定期監査を受けました。次に、28日に地域班長会議を開催し、新契約方式や配分金等見積基準単価の改定などについて説明しました。

次に、3月は、11日に第5回理事懇談会が開催され、本日23日に第4回理事会の開催ということになります。以上、職務執行内容について、表に記載の職務を執行した者が職務を執行しました。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（2）新規入会正会員について

○亀岡議長（理事長） 次に、（2）新規入会正会員についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告します。

令和7年10月1日から令和8年3月6日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり合計23人です。うち男性が10人、女性が13人です。年齢別では、75歳から79歳までの方が一番多くて9人です。

また、令和7年度当初の519人から3月6日現在で502人となり、17人の減となりました。うち入会が54人で、男性が31人、女性が23人です。退会が71人です。昨年と比較し女性の退会が12人多くなっています。なお、本日3月23日現在で503人です。

説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（3）令和7年度事業実施計画の進捗状況について

○亀岡議長（理事長） 次に、（3）令和7年度事業実施計画の進捗状況について

を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和7年度事業実施計画の進捗状況について、主なものについて説明します。

まず、1 会員の拡大の取組みについて、60歳以上の人口は減少に転じたが、定年延長や雇用継続の延長など企業等で働く高齢者が増加している。会員登録年齢も75歳を超え、新規入会者の年齢も73歳を超えている。

今年度当初の会員数は519人であったが、2月末現在では500人である。入会者数は前年同月比で4人増加し52人となったが、退会者数は前年同月比で3人増加し71人である。全体では、年度当初から19人減少していることから、効果的な会員拡大の取組みが必要である。

次に、3 安全・適正就業の更なる推進については、今年度は安全・適正就業の周知徹底を行い、傷害事故6件、賠償事故1件と減少したが、引き続き安全・適正就業の周知徹底を行い傷害・賠償事故の撲滅を図りたい。

次に、4 就業機会の維持・拡大、多様な就業機会の確保・創出及び魅力あるセンターづくりは、派遣契約金額が1月末現在で前年度同月比 6.2%増加した。請負は、契約金額が1月末現在で前年度同月比 2.0%減少した。請負・派遣の合計契約金額は 0.1%の微増となった。

次に、5 シルバー事業の事務改善・効率化の取組みについては、(2)米子市及び日吉津村に対し新たに事業を始める際に、受注先の一つにシルバーを加えていただくよう要望した。今年度の公共部門の契約金額は、前年度同月比で 10.5%増加している。

次に、8 シルバー事業(請負・委任)における契約方法の見直し方針等の検討については、令和8年4月1日から、シルバー事業の請負・準委任の形態で仕事を引き受ける場合の契約方法を発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようにする三者間の包括的契約に見直しすることを決定した。

最後に、9 フリーランス法への適切な対応については、公益会計基準への対応については、経過措置に基づき令和10年4月1日から適用するよう定款改正を行うこととしました。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

●決議事項

第1号議案 定款の一部改正について

○亀岡議長（理事長） 次に、4 決議事項、第1号議案 定款の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第1号議案 定款の一部改正については、その一部改正するため、理事会の決議を経て、総会の決議を求めるものです。

公益法人会計基準の改正等に伴い、関係する条文等の整備を行おうとするものです。この定款は、令和8年6月1日から施行することとする。ただし、第13条第5号、第25号第2号、第43条第1項第4号及び第5号並びに第45条は、令和10年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○亀岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案 公益法人会計基準の改正に伴う関係規程等の整備について

○亀岡議長（理事長） 次に、第2号議案 公益法人会計基準の改正に伴う関係規程等の整備についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第2号議案 公益法人会計基準の改正に伴う関係規程等の整備については、公益法人会計基準の改正に伴い、関係する財務規程及び情報公開規程の整備について、理事会の決議を求めるものです。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○亀岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第3号議案 旅費規程の一部改正について

○亀岡議長（理事長） 次に、第3号議案 旅費規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第3号議案 旅費規程の一部改正については、国家公務員等の旅費制度の改正に準じ、米子市職員等の旅費に関する条例が一部改正されたことに

より、センターの役員及び職員並びに当該役職員以外の者に支給する費用弁償及び旅費の額並びにその支給方法について所要の整備を行うため、理事会の決議を求めるものです。

まず、2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とすることとし、それらの内容を定めることとするものです。次に、3 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、当該宿泊に要する実費の額に相当する額とする。ただし、当該実費の額が別表に定める基準額を超えるときは、宿泊費基準額とするものです。次に、4 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動及び宿泊に要する実費の額に相当する額とするものです。次に、5 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり 2,400 円とするものです。次に、6 理事長は、旅行者または旅行者などがこの規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、その後の給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとするものです。最後に、7 この規程は、令和8年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○亀岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第4号議案 利用規約の一部改正について

○亀岡議長（理事長） 次に、第4号議案 利用規約の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第4号議案 利用規約の一部改正については、令和7年10月8日に開催された第3回理事会において決議されましたが、その一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

1 利用契約の契約書の作成を省略することができる契約額の上限額について、準用している米子市契約規則の一部改正に伴い、その額を130万円から50万円に変更することとするものです。この規程は、令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいた

します。

(質疑なし)

○亀岡議長(理事長) それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○亀岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第5号議案 職員就業規則の一部改正について

○亀岡議長(理事長) 次に、第5号議案 職員就業規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第5号議案 職員就業規則の一部改正については、その一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

まず、1 職場におけるハラスメントの防止に関する規定を新たに定め、「ハラスメントの防止に関する規程」を別に定めることとするものです。次に、2 職員は、個人情報 を適正に取り扱わなければならないこと。また、個人情報の不適正な取扱いの事実が確認された場合は、必要に応じ、懲戒審査委員会に諮問の上懲戒処分を講ずることとするものです。3 この規程は、令和8年4月1日から施行するものです。

○亀岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○亀岡議長(理事長) それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○亀岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第6号議案 ハラスメントの防止に関する規程の制定について

○亀岡議長(理事長) 次に、第6号議案 ハラスメントの防止に関する規程の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第6号議案 ハラスメントの防止に関する規程の制定について、前回の理事会において、ご指摘のあった箇所について加筆するなど改めて提案し、理事会の決議を求めるものです。

まず、4 ハラスメント相談窓口等の設置(第5条関係)について、ハラスメントに関する苦情の申し出又は相談に対応するため、センター事務局にハラスメント相談窓口

を設置し又は外部機関にその対応を委託するものとする。次に、5 ハラスメント苦情相談処理委員会の設置(第7条関係)について、苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、ハラスメント苦情相談処理委員会を設置することができることとし、その処理を依頼された事案について、その対応として必要な措置を審議するものとする。次に、6 ハラスメントの対応措置(第8条関係)について、(2) 理事長は、第6条の事実関係の調査又は委員会の審議の結果、職員によるハラスメントの事実が確認された場合は、苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、必要に応じ、職員就業規則第36条の規定により懲戒審査委員会に諮問の上、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める懲戒処分を行うものとする。① 第4条第1号(ただし、①を除く。)、同条第2号の①から⑤まで⑧及び⑨、同条第3号又は同条第4号の行為を行った場合は、職員就業規則第35条に規定する戒告、減給又は停職とするものとする。② 前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第4条第1号①又は同条第2号①若しくは⑥の行為を行った場合は、職員就業規則第35条に規定する懲戒解雇とするものとする。説明は以上です。

○亀岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○亀岡議長(理事長) それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○亀岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第7号議案 職員給与規程の一部改正について

○亀岡議長(理事長) 次に、第7号議案 職員給与規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第7号議案 職員給与規程の一部改正について、その一部改正するため、理事会の決議を求めるものです。

1 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当について、通勤のために使用する自動車等に係る駐車場の利用料金を負担していることに対し、米子市の例により、通勤距離の区分に応じた通勤手当の額に加え、通勤のために使用する自動車等に係る駐車場の利用に係る1か月当たりの料金の額に相当する額を、1か月当たり5,000円を上限に支給することとするものです。この規程は、令和8年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○亀岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○亀岡議長(理事長) それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○亀岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第8号議案 役員等賠償責任保険の加入について

○亀岡議長(理事長) 次に、第8号議案 役員等賠償責任保険の加入についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第8号議案 役員等賠償責任保険の加入については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の3の規定に基づき、当センターが締結する役員等賠償責任保険契約の内容について、理事会の決議を求めるものです。

まず、(3) 被保険者は、理事、監事及び理事会決議により「重要な使用人」として認定された事務局長です。次に、(4) 保険期間は令和8年4月1日午後4時～令和9年4月1日午後4時までの1年間です。次に、(5) 保険料は60,000円(タイプM3、国庫補助ランク B)です。次に、(6) 保険金の支払事由および支払限度額は、① 支払事由は、被保険者である理事、監事等がその地位に基づき行った不作為を含む行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等となり、② 支払限度額は、3千万円です。説明は以上です。

○亀岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○亀岡議長(理事長) それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○亀岡議長(理事長) 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第9号議案 令和7年度3月収支補正予算について

○亀岡議長(理事長) 次に、第9号議案 令和7年度3月収支補正予算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第9号議案 令和7年度3月収支補正予算については、定款第

42条の規定により理事会の決議を求めるものです。

まず、経常収益については、労働者派遣事業等受託収益は45万円の増額補正です。3月補正後の経常収益合計額は2億762万8千円です。

次に、経常費用については、いずれも令和7年度実績見込みによるものです。職員1名が令和7年12月に退職し、1名が11月から育児休業休暇を取得したため、給料手当をはじめとする人件費の減額が主なものです。3月補正後の経常費用合計額は、経常収益合計額と同額の2億762万8千円です。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○亀岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第10号議案 令和8年度事業計画書及び収支予算書について

○亀岡議長（理事長） 次に、第10号議案 令和8年度事業計画書及び収支予算書についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和8年度事業計画書及び収支予算書について、まず、事業計画書について令和7年度と比較し変更した点について説明します。

まず、I、基本方針については、全国シルバー人材センター事業協会の令和8年度事業計画を参考に変更しました。「居場所づくり」から「健康増進、仲間づくりなど」に変更しています。

次に、重点項目 9. 公益法人制度改革への対応に変更しました。

次に、令和8年度事業の基本目標、1. 会員数520人については、3月末見込人数をもとに目標としたものです。そのほかの基本目標については令和7年度実績に基づき掲げています。

次に、II、事業実施計画、3. 安全・適正就業の更なる推進、発注者や第三者に危害・損害等を与える損害賠償事故が発生しているということは、シルバー事業の信用の失墜にもつながりかねないことから、安全・適正就業を更に推進します、に変更しました。次に、6. 地域班、職能班などの組織活動について、(1) 地域班活動の今後のあり方について検討していくとともに、を追加しました。次に、7. センターの適正な運営、(2) 適正な事務執行体制の確立、また、経営体質強化の観点から、シルバー事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、外部環境の変化に対応できるだけの経営手腕の確立のため、センター職員の経営マインドの養成に努める。を追加しました。次に、

8.シルバー事業(請負・委任)における契約方法の変更の円滑な移行の取組み、厚生労働省から示された方針に基づき、発注者と会員との間に直接的な契約関係を形成するため、令和8年4月1日からセンターが発注者と会員との調整を行う、三者(センター・発注者・会員)間の包括的契約の円滑な移行に取り組みます。に変更しました。

次に、収支予算書について説明します。

まず、全体として、シルバー事業新契約移行に伴い、科目が廃止されるもの、新設されるものがあります。

次に、経常収益ですが、受託事業収益については、全てシルバー事業新契約移行に伴い廃止となります。現行の配分金は、新契約移行後は会員業務委託料となり、センターはそれを代理受領し会員に支給することになりますので、一切センターの収益にならないこととなります。そして、包括的契約に係る収益をシルバー事業新契約移行に伴い新たに計上しています。現行の事務費がセンター業務委託料となります。次に、労働者派遣事業等受託収益は、令和7年度実績見込みにより50万円の増額としています。次に、シルバーワークプラザ指定管理収益については、令和8年度から新たに5年間、指定管理者と指定され、18万8千円の増額となりました。最後に、受取補助金については、国の補助基準により32万円の減額となります。

令和8年度の経常収益の合計額は6,754万3千円となり、前年度と比較し1億3,900万円余りの減額となります。これは受取配分金がシルバー事業新契約移行に伴いセンターの収益にならなくなるためです。

次に、経常費用ですが、シルバー事業新契約移行に伴い、配分金は会員業務委託料となり、発注者から代理受領しそれを会員に手渡すことになるため、経常費用にならなくなります。

次に、事業費、管理費とも、令和7年度の実績見込みと令和8年度に発生する経常費用を見込んで計上しています。まず、事業費の増額の主なものを説明します。人件費については、現在職員1名が退職により減となっています。また、育児休業を取得している職員1名の動向を見て計上しています。

経常費用の合計額は、6,754万3千円となり、前年度と比較し1億3,900万円余りの減額となります。これは支払配分金がシルバー事業新契約移行に伴いセンターの費用にならなくなるためです。

次に、令和8年度収支予算書内訳表については、公益目的事業と法人会計を分けた内訳表ですので、内容は、収支予算書と同様ですので、割愛させていただきます。

次に、収支予算書、損益ベースに係る注記については、4.債務負担額は自動車、パソコン、コピー機等のリース料の後年度負担額です。それ以外は前年度と同様です。説明は以上です。

○亀岡議長(理事長) 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○亀岡議長（理事長） それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第11号議案 令和8年度定時総会の招集の決定について

○亀岡議長（理事長） 次に、第11号議案 令和8年度定時総会の招集の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第11号議案 令和8年度定時総会の招集の決定については、定款第15条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項の規定により、日時及び場所、会議の目的事項について理事会の決議を求めるものです。

まず、1の日時及び場所は、令和8年5月29日、金曜日、午後1時30分から米子コンベンションセンター・小ホールにて開催を予定しています。次に、2の会議の目的事項は、(1) 報告事項2件(2) 決議事項4件です。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○亀岡議長（理事長）

それでは、本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第12号議案 副理事長の選定について

○亀岡議長（理事長） 次に、第12号議案 副理事長の選定についてを議題といたします。副理事長の選定については、理事長の指名により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） それでは、伊藤正之理事を副理事長に指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（異議なし）

○亀岡議長（理事長） 御異議ございませんので、伊藤正之理事を副理事長に選定することについて、可決いたします。

それでは、伊藤 新副理事長からごあいさつをお願いします。

○伊藤副理事長 急なご指名をいただきありがとうございます。福生班で植栽の業務の担当をしております伊藤正之でございます。よろしくお願いします。

シルバーセンターに入ってほぼ20年近くなります。やる人は少なくなってきた、お客さんの方は少なくなると思っていたら、需要の方は非常に多くなってきております。よく助けてくれということもあります。皆さんと一緒に協力しながら頑張る事業を進めていきたいと思っております。不承不承でございますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

●その他

○亀岡議長（理事長） 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和8年度の次期定例理事会の予定は、令和8年5月14日、木曜日を予定しております。定時総会に向けた議案について、御協議いただきたいと思っております。また会員理事と監事については5月7日に理事懇談会を予定しています。なお、今年度の定時総会、理事会及び理事懇談会開催については、表に記載のとおり予定しておりますので、よろしくお願いします。説明は以上です。

○亀岡議長（理事長） 他にはございませんか。

○松岡理事 去年の10月8日の理事会の会議録を拝見しますと、その日になぜ理事懇で話をしなかったのかということがあった。

○神庭理事 シルバーを辞められたのになぜ来られたんですか。

○松岡理事 来いと言われた。

○神庭理事 誰が来いと言われましたか。

○松岡理事 案内状も来ましたし、資料も来ました。

○増田理事 この前の理事懇談会で、会員は辞められるけれども、理事は辞められないということでした。

○松岡理事 定款では、会員は正会員と特別会員です。私は会員ではないけれども理事を辞めさせんということです。局長説明してください。

○先灘事務局長 理事の資格については、法律と定款に基づき、会員であることが要件となっていないため、理事の辞任届が提出されない限り理事の資格が残ることになる。よって、会員の資格を喪失したことに伴い、自動的に理事の辞任あるいはその資格を喪失したことにはならない。

また、理事の辞任届の提出がなされないと理事の資格を喪失させる変更登記ができない。理事を辞任し、その資格を喪失させるためには、理事辞任届の書面提出が必要となる。

○松岡理事 皆さん、会員を辞めても理事として残るということを知っていましたか。

そのことを説明していない。

○先灘事務局長 就任したときに、辞任の話は常識的にはしない。

○松岡理事 理事会で説明の機会が与えられていなかった。

○先灘事務局長 議案を提出する前に説明をする機会は十分にありましたが、松岡理事がしなかったということです。議案が提出された以降は、法律に基づき、松岡理事は特別利害関係人になるため審議に加わることができないため、退場していただきました。

○伊藤副理事長 松岡理事は、理事会で席をはずされたことを勘違いしている。前後の食い違いが出ている。

○先灘事務局長 この問題は、10月8日に結審しています。

○増田理事 理事長は理事懇談会で解任できるんですか。総会じゃないとできないと言ったが。

○先灘事務局長 理事長は理事懇談会で解任できません。理事長は法律と定款で理事会において解任でき、理事は総会で解任できるということです。

(「閉会」という発言が多数あり)

○亀岡議長(理事長) 閉会という意見が多数を占めていますので、以上をもちまして、令和7年度第4回理事会を閉会いたします。

10 閉会 午後2時52分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター定款第39条第2項の規定により、
記名押印する。

令和8年3月27日

理事長(代表理事) 亀岡吉郎

副理事長(代表理事) 伊藤正之

監事 有馬康恵

監事 吉津秀樹